

方針① 安全「水道水の安全の確保」

	ビジョンの項目(現状)	取組内容
P58	「水質検査計画」の適切な実施 平成15年(2003年)より「水質検査計画」の公表が義務づけられています。	「水質検査計画」をホームページで毎年公表
P59	水質検査結果の公表 水質検査計画に基づいて実施した水質検査の結果を合わせて公表する必要があります。	水質検査の結果をホームページで毎年公表
P59	指定給水装置工事事業者に対する審査・指導の強化 給水装置工事事業者の指定については、更新制を導入することにより、工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離を防止する必要があります。	令和元年度から指定給水装置工事事業者の更新制(5年ごと)を導入

方針② 強靱「確実な給水の確保」

	ビジョンの項目(現状)	取組内容
P60	基幹施設の耐震診断 主要な施設に対し、耐震診断及び耐震化を計画的に実施する必要があります。	5箇所実施済み (上宮津、滝馬、滝上、波見谷、養老・日ヶ谷浄水場)
	重要給水施設を踏まえた施設の改修及び耐震化 主要な施設に対し、耐震診断及び耐震化を計画的に実施する必要があります。	令和元年度から上宮津浄水場の耐震化を含む改修工事を実施中
P61	老朽管の計画的な更新による耐震化の向上 石綿セメント管を中心に布設替を実施し、令和元年度に石綿セメント管の布設替を完了します。	令和2年度に布設替えを完了
P62	重要給水施設管路の耐震化 石綿セメント管以外の老朽管からの漏水が多発するほか、重要給水施設管路の耐震化が不十分な状況であるため、これらに対応する必要があります。	緊急避難場所に指定されている宮津小学校及び島崎公園の管路の耐震化(布設替え)を実施
P62	職員の災害対応訓練の充実 年1回の災害対応訓練を実施しています。 更に適切な対応ができるよう職員の訓練の充実を図る必要があります。	広域的な応援体制及び全国各地からの受援体制を考慮し、日本水道協会京都支部を主体とした府内市町村との共同訓練に積極的に参加
P63	応急給水に係る資材の計画的な備蓄 給水車1台を配備しています。	市所有の給水車に加え、舞鶴市と協定を締結し、舞鶴市の加圧式給水車を共同使用(H30～)
P63	配水系統間における連絡管の整備 災害時等における水運用の融通性の向上を図る必要があります。	宮津市(須津)と与謝野町(石川)間で緊急時連絡管を整備(R6予定)

方針③ 持続「供給体制の持続性の確保」

	ビジョンの項目(現状)	取組内容
P65	水道料金及び料金体系の見直し 現行の料金体系で水道事業運営を継続していくことは困難な状況であり、料金体系の見直し及びより一層の事務の効率化を図る必要があります。	・令和元年度水道使用料金等審議会を開催 ・令和2年10月から33%の料金改定を実施
P65	水道料金滞納者対策の強化 水道料金滞納者が少なからず存在する状況です。	令和2年度から民間委託し、督促、催告、給水停止予告手続のうえ、毎月の給水停止措置を実施
P65	効率的な事業運営のための民間活用 収支改善のためには、より一層の事務の効率化が必要です。	令和2年度から上下水道事業窓口業務及び収納業務等を民間業者に委託
P67	遠隔管理による水道施設の運転の合理化 浄水場は全て現地設置の制御盤等で運転管理しています。	令和4年度から遠隔管理による運転が可能な遠隔監視・制御システムを順次導入
P68	京都府北部圏域における広域化の検討 京都府北部圏域の水道事業者の担当者間で意見交換会を実施しています。	令和2年度から舞鶴市と共同で窓口等業務を民間委託を実施
P70	水道台帳の整備 最低限の資産台帳(管路、施設)は整備できています。	令和4年度に水道施設台帳及びマッピングシステムを整備(電子化)
P70	資産管理システムの導入 水道台帳は紙ベースでの整備であり、資産の運用及び管理に十分に活用できていない状況です。	令和4年度に資産管理システムを導入(電子化)